参考資料４

# 景観重点区域（枚方宿地区）修景ガイドライン

2024

枚方市

歴史を生かした魅力ある街なみのために

# はじめに

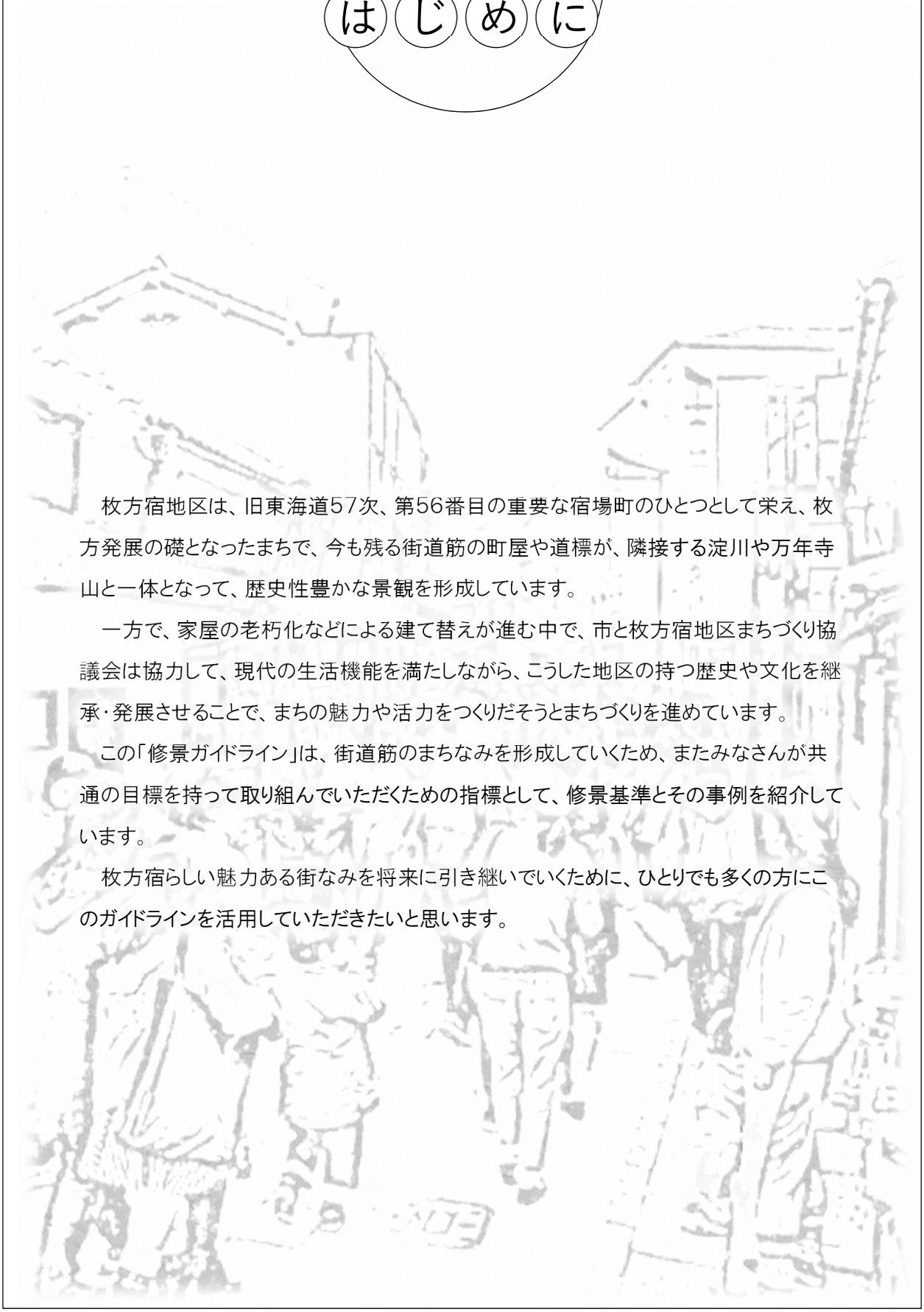

枚方宿地区は、旧東海道57次、第56番目の重要な宿場町のひとつとして栄え、枚方発展の礎となったまちで、今も残る街道筋の町屋や道標が、隣接する淀川や万年寺山と一体となって、歴史性豊かな景観を形成しています。

一方で、家屋の老朽化などによる建て替えが進む中で、市と枚方宿地区まちづくり協議会は協力して、現代の生活機能を満たしながら、こうした地区の持つ歴史や文化を継承・発展させることで、まちの魅力や活力をつくりだそうとまちづくりを進めています。

この「修景ガイドライン」は、街道筋のまちなみを形成していくため、またみなさんが共通の目標を持って取り組んでいただくための指標として、修景基準とその事例を紹介しています。

枚方宿らしい魅力ある街なみを将来に引き継いでいくために、ひとりでも多くの方にこのガイドラインを活用していただきたいと思います。

枚方宿地区修景ガイドライン

# 目　次

Part1　枚方宿地区のまちづくり　1

Part2　修景基準の解説　4

Part3　修景補助制度　12

# part 1 枚方宿地区のまちづくり――― 枚方宿地区のこれから

枚方宿地区では、住民自らの手で、歴史を大切にし、誇りと愛着を持てるまちづくりに取り組んでこられました。市ではこうしたまちづくりの取り組みを受けて平成14年に枚方市都市景観形成要綱による「枚方宿歴史的景観保全地区」の指定を行い、安全性、利便性、快適性を高めるよう生活環境の整備を進めるとともに、枚方宿の歴史や文化を継承、発展させ、歴史と自然環境に調和した魅力ある街なみ景観の形成を図ってきました。

平成26年からは市の中核市移行に併せ、景観行政団体に移行し、景観法に基づく「枚方市景観条例」及び「枚方市景観計画」を制定・施行及び策定し、「枚方宿歴史的景観保全地区」を「景観重点区域」（枚方宿地区）として良好な景観を形成する上で特に重要である区域として指定しています。

●景観重点区域（枚方宿地区） 区域図

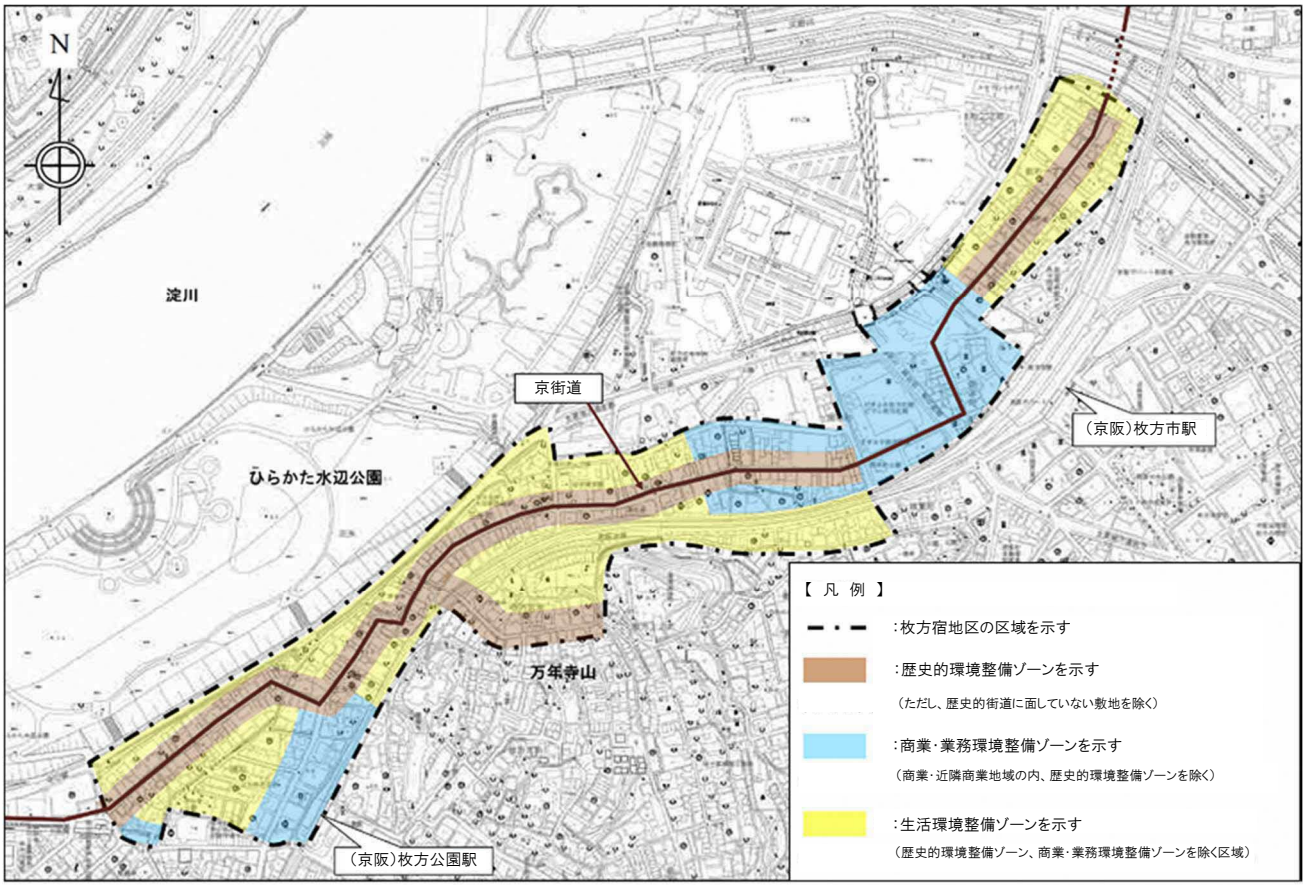

修景整備の基本方針として、景観重点区域（枚方宿地区）を3つのゾーンに分け、街なみ景観の中心となる町屋等に対して、下表の修景基準に沿った改築、新築等を誘導し、歴史的景観と調和した街なみ形成をめざしています。また、宿場町の歴史を保全し、良好な景観形成を推進するために、歴史的景観の保全等に関する補助（修景補助）を実施し、伝統的な町家の保全と、その他の住宅等の修景整備を行っています。

●修景基準（建築物・工作物等の基準）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>歴史的環境整備ゾーン<br>（修景補助基準）</th><th>生活環境整備ゾーン</th><th>商業・業務環境整備ゾーン</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物の形態</td><td>高さ</td><td>・道路に面するところは屋根、又は庇を周囲の家屋にそろえる。</td><td>・近隣と調和する高さとする。</td><td rowspan="4">・全体として和風と調和するデザイン、又はシンプルな洋風デザインとする。</td></tr>
<tr><td>屋根・庇</td><td>・勾配に配慮した傾斜屋根（日本瓦）とし、1階部に庇を設ける。</td><td>・傾斜屋根とする。</td></tr>
<tr><td>壁</td><td>・壁面の位置を周囲の家屋にそろえる。<br>・木・石・漆喰などの伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。</td><td>・伝統的素材（自然素材）に調和する素材とする。</td></tr>
<tr><td>開口部</td><td>・住宅は伝統的様式（格子・むしこ窓）、又はそれらと調和するものとする。<br>・店舗は伝統的様式と調和するデザインとする。</td><td>・伝統的様式と調和するデザインとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物</td><td>塀</td><td>・木・石・竹・漆喰・瓦等を使用し、和風塀とする。</td><td>・和風塀と調和するデザイン、又は生垣とする。</td><td rowspan="2">・全体として和風と調和するデザイン、又はシンプルな洋風デザインとする。</td></tr>
<tr><td>門</td><td>・和風門とする。</td><td>・和風門と調和するデザインとする。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>空地・駐車場</td><td>・生垣や和風塀で修景し、街なみの連続性を保つ。</td><td>・生垣や街なみと調和する塀などで修景する。</td><td>・生垣や街なみと調和する塀などで修景する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td>・黒・濃茶・白・灰色系の色彩とする。</td><td>・落ち着いた色調とする。</td><td>・落ち着いた色調を基本とし、原色の使用は最低限とする。</td></tr>
</table>

※生活環境整備ゾーンと商業・業務環境整備ゾーンにおいて補助金を交付する場合、歴史的環境整備ゾーンに掲げる修景基準を適用するものとします。

●修景基準（屋外広告物の基準）

| | | |
|---|---|---|
| 屋外広告物 | 大きさ | ・大きすぎるものは避け、必要最低限の大きさで枚方宿のイメージを高めるものとする。 |
| | 形態 | ・安定感が感じられ、伝統的なまちの景観と調和し、まちに落ち着きを与えるデザインとする。 |
| | 数量 | ・原則として建物1棟に付き1つとする。ただし、整理・統合が難しく、やむを得ず複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫をする。 |
| | 表示内容 | ・シンプルで分かり易い表現方法を用い、見た目にすっきりしたものとする。屋号を主として、それ以外の表示内容については必要最小限とする。 |
| | 支柱 | ・素材、色、形態などに配慮し、まちの景観を損ねないようにする。 |
| | 設置場所 | ・建物屋上への広告物設置は避け、建物正面に設置し、高さは2階以下とする。 |
| | 素材 | ・丈夫で安全な素材を使いつつ、年月が経つごとに味わいや品を増す素材を利用する。 |
| | 色彩 | ・際立った色使いを避け、落ち着いた色により上品な広告物とする。 |
| | 照明 | ・ネオン管などの光源が露出したものや点滅・移動する照明器具の使用を避け、やわらかい光で、夜間の街なみ景観に寄与する照明を用いる。 |

※屋外広告物の設置に対し補助金を交付する場合、新たな屋外広告物の設置にあたっては、その建築物の外観が歴史的環境整備ゾーンに掲げる修景基準を満たしているものに限ります。また、既存の屋外広告物の改善等にあたっては、伝統的な街なみの景観を著しく阻害しているものに限ります。

# part2 修景基準の解説― 街道沿いの歴史的街なみを形成するために

ここでは、歴史的環境整備ゾーンの修景基準についてガイドラインとして解説します。

修景基準の方針として、歴史的景観上特に重要なものを歴史的景観建造物として指定し、建物の修復・復元を原則としています。一般建築物については、歴史的景観建造物を手本に修景することとなります。

●修景イメージ

## 1　高さ

・道路に面するところは屋根、または庇を周囲の家屋にそろえます。

## 2　屋根・庇

・勾配に配慮した傾斜屋根（日本瓦）とし、1階部に庇を設けます。

## 3　壁

・壁面の位置を周囲の家屋にそろえます。
・木・石・漆喰などの伝統的素材、またはそれらと調和するものとします。

## 4　開口部

・住宅は伝統的様式（格子・むしこ窓）、またはそれらと調和するものとします。
・店舗は伝統的様式と調和するデザインとします。

## 5　塀・門

・塀は木・石・竹・漆喰・瓦等を使用し、和風塀とします。
・和風門とします。

## 6　空地・駐車場

・生垣や和風塀で修景し、街なみの連続性を保ちます。

## 7　色彩

・黒・濃茶・白・灰色系の色彩とします。

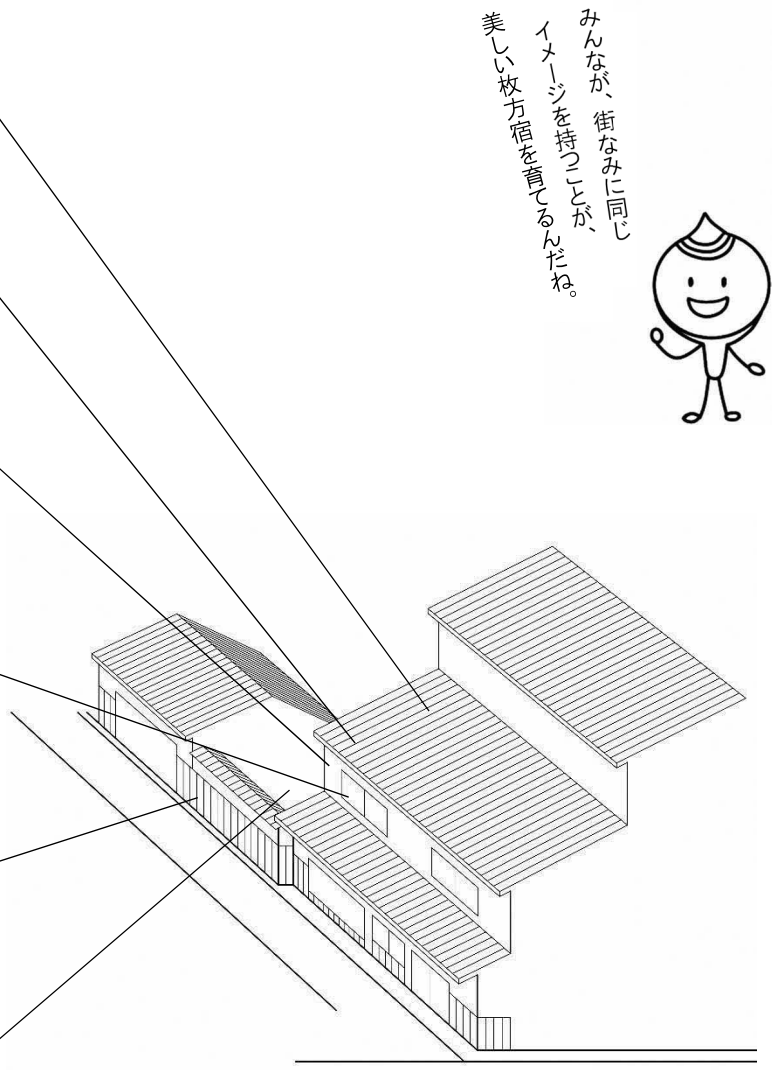

## 1
## ・・・・・高さ・・・・・

●基準●
　道路に面するところは屋根、または庇を周囲の家屋にそろえます。

●解説●
　枚方宿の街なみの特徴である2階建てまでの高さになじむようにします。
　道路に面するところは屋根、または庇を周囲の家屋になじむようにします。1・2階の庇が周りとそろうようにし、3階以上は通りから後退させます。

1階と2階の庇がそろうのがポイント！

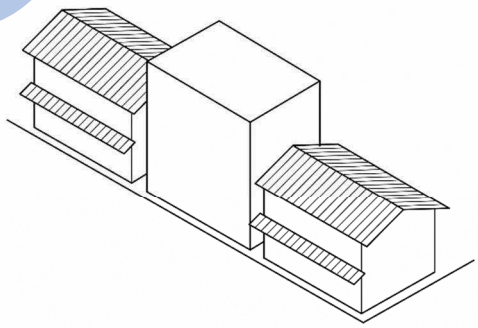

街なみをそろえるために、3 階部以上は通りから後退させましょう。

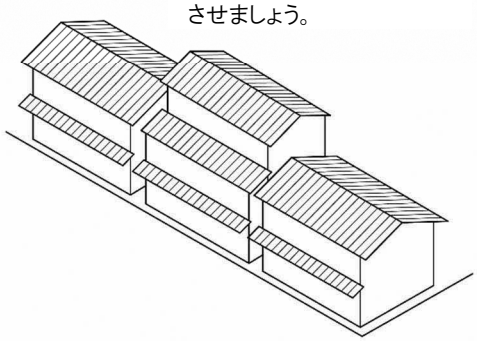

## 2
## ・・・・・屋根・庇・・・・・

●基準●
　勾配に配慮した傾斜屋根（日本瓦）とし、1階部に庇を設けます。

●解説●
　道路に面する屋根の形は切妻とし、日本瓦葺きで伝統的な屋根勾配（5寸程度）とします。
　通りの街なみの連続性や落ち着きを感じさせる意味で、1階に庇をつけることが効果的です。

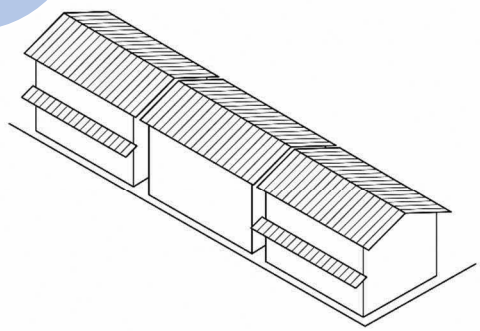

まわりとそろう傾斜屋根と 1 階に庇をつけましょう。

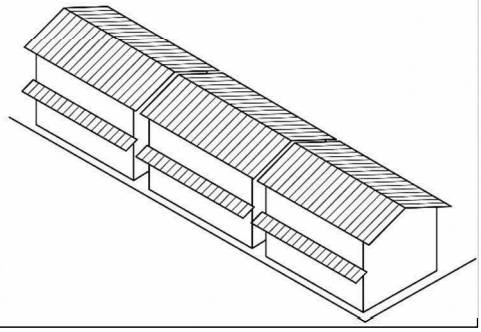

# 3
## ・・・・・壁・・・・・

●基準●
　壁面の位置を周囲の家屋にそろえます。

●解説●
　壁面が通りに面してそろっていることが宿場町らしい枚方宿の街なみの特徴です。建物を大きく後退させた場所や駐車場などでは、門・塀を設けることにより、まちの連続性を保つようにします。

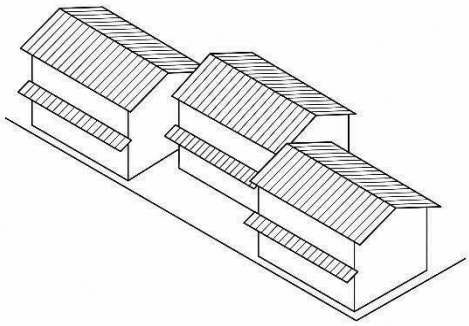

建物の位置が不揃いの時には
和風の塀をつけましょう。

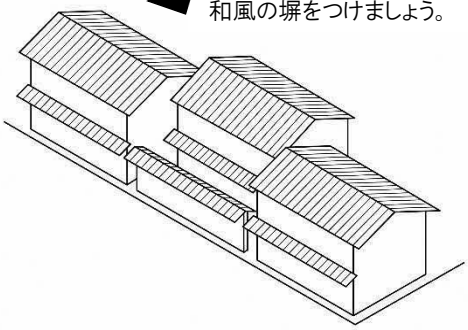

●基準●
　木・石・漆喰などの伝統的素材、またはそれらと調和するものとします。

●解説●
　壁を伝統的なものに調和させるには、材料と形状に配慮する必要があります。枚方宿の町家では、腰板を張り、その上部に漆喰を塗るという材料の使い方がされています。形状は真壁が多く、うだつがついているケースが多いのも特徴の1つです。

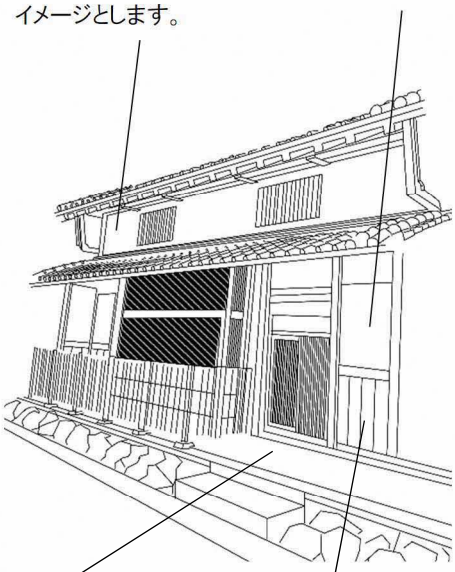

壁は周りとそろえて、
木・漆喰・石…自然素材を
使うといいんだね。

# 4
## ・・・・・開口部・・・・・

●基準●

住宅は伝統的様式（格子・むしこ窓）、またはそれらと調和するものとします。

●解説●

枚方宿の伝統に合わせて、1階部分の窓には格子や出格子をつけ、玄関は大戸や格子戸とします。また2階部分のむしこ窓や格子付窓なども特徴で、開口部に伝統的な意匠を取り入れることにより、歴史を感じさせます。

窓や戸は格子戸をつけるといい感じ。
今風のデザインでも
材料と色次第！

●基準●

店舗は伝統的様式と調和するデザインとします。

●解説●

店舗の開口部で全体的に格子などの伝統的様式を用いるだけではなく、店舗らしさの演出や営業しやすくするため、新しいデザインを取り入れつつ、伝統的様式に調和したものとします。木製の枠をつけたり、アルミサッシやシャッターなどを使用する場合は、黒・茶系統の落ち着いた色を使用し、街なみと調和するようにします。

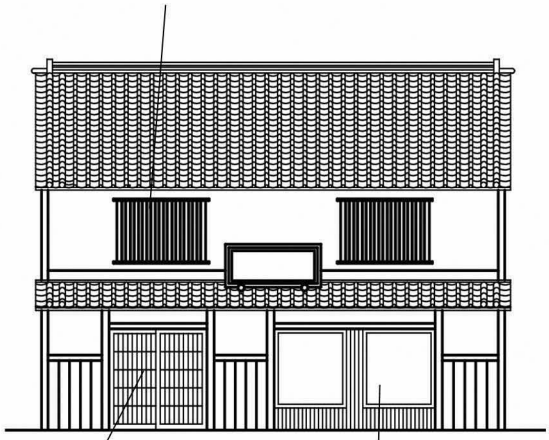

# 5
## ・・・・・塀・門・・・・・

●基準●

塀は、木・石・竹・漆喰・瓦等を使用し、和風塀とします。

●解説●

塀のデザインは、腰板・漆喰塗りを使用し、日本瓦葺きとすることで、町家の様式と合います。和風の塀も美しく連続感のある街なみ景観を形成する重要な要素となっています。

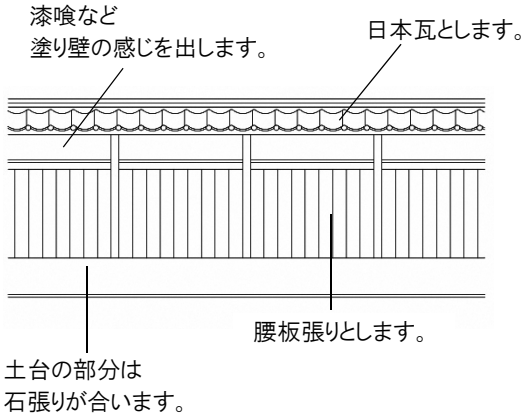

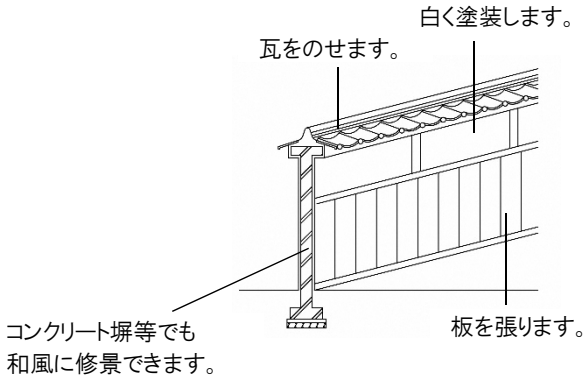


●基準●

門は、和風門とします。

●解説●

伝統的な様式に合う門によって、建物が後退していても街なみの連続性が保たれます。

原則として、骨格を木の柱・梁とし、日本瓦葺きの屋根をつけます。戸を付ける場合は、板張りか格子戸とすると和風に合う門になります。

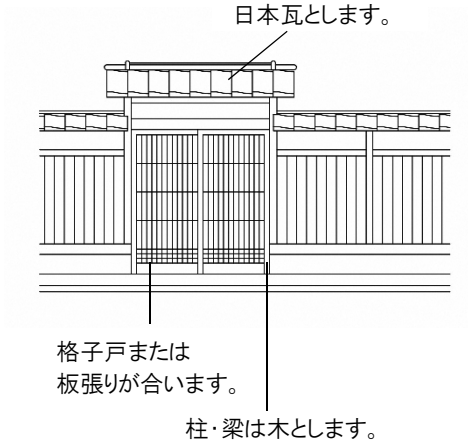

## 6
### ・・・・・空地・駐車場・・・・・

●基準●
生垣や和風塀で修景し、街なみの連続性を保ちます。

●解説●
空地・駐車場は、伝統的様式の和風塀や生垣などを設置すると、建物がなくても街なみにうるおいを与え、連続性を保つことができます。
駐車場の出入口には格子戸の様式を生かすか、木製の板張りとするとよく調和します。

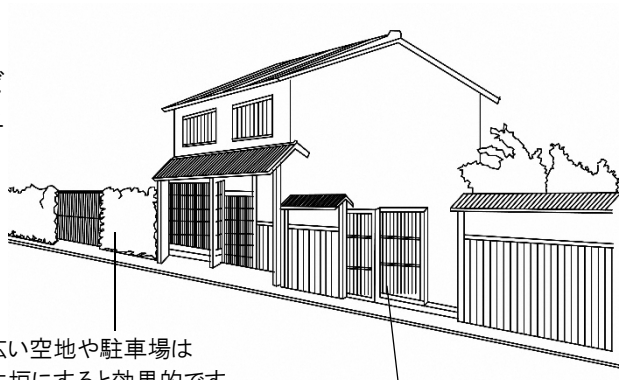


## 7
### ・・・・・色彩・・・・・

●基準●
黒・濃茶・白・灰色系の色彩とします。

●解説●
伝統的建築は、もともと木や瓦、石、漆喰といった自然素材によってつくられていることから、色もおのずと自然の色になります。したがって、黒・濃茶・白・灰色系の自然色を基調とすることにより、街なみに落ち着きを与えます。

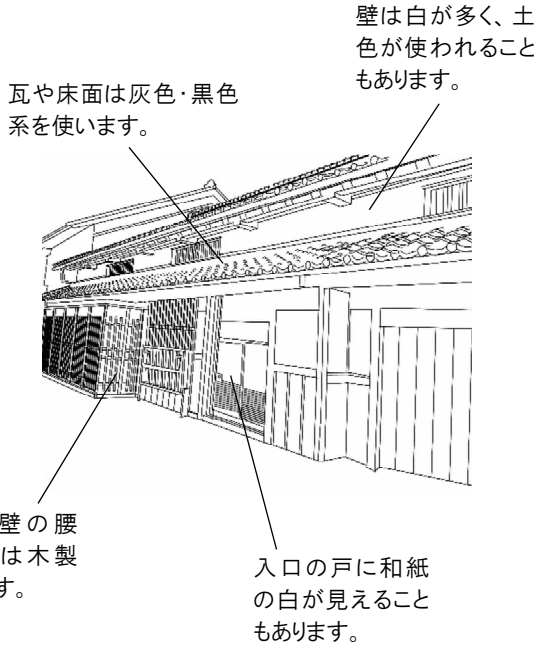

色はシックに。
派手なカラーは
遠慮しましょう。

## ・・・・・その他・・・・・

広告物、付帯設備など、建物以外にも街なみに重要な影響を与えるものがあります。

■広告物

看板や広告は、位置、大きさ、意匠、色彩に配慮します。大きさは建物の外観形態を隠さないような控えめにし、デザインは街なみに調和した質の高いものとします。

色彩については、原色などけばけばしい色の使用は最小限に止めます。

街なみに合うデザインの看板の例

■付帯設備

自動販売機やゴミ置き場等の付帯設備は、木製の格子で囲ったり、落ち着いた色やデザインにすることにより、町家と一体の景観とし、街なみに調和するよう配慮、工夫します。

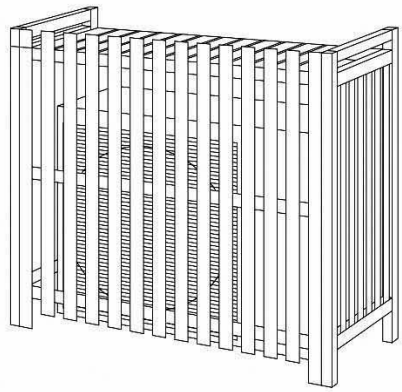

格子風の囲いをつけた室外機の例

■その他（軒下空間や建物周辺空間）

建物や工作物だけではなく、通りに面した軒下なども街なみに調和するようにします。軒下の表面仕上げを叩きや石敷きとしたり、駒寄せ、矢来を設置します。

また空間を活用して、和風の街なみにあうガーデニングを施します。

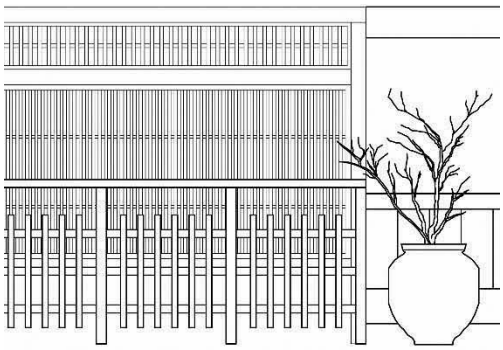

駒寄せと和風ガーデニングの例

# 枚方宿町家の特性とは・・・

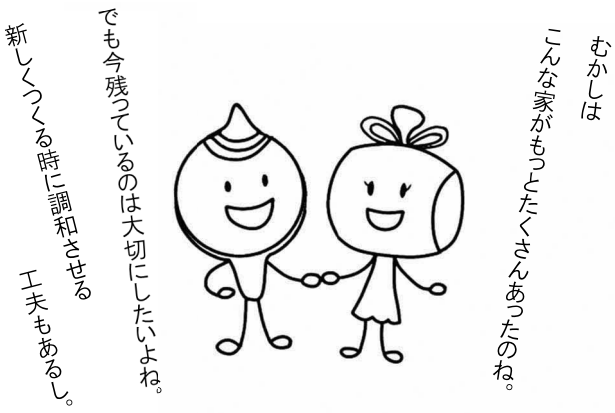


構造
・木造真壁造
・一部大壁造

階数
・平屋造
・つし 2 階造
・2 階造

屋根の形式
・日本瓦葺
・切妻
・5 寸程度の勾配

2 階部
・むしこ窓
・袖うだつ

庇
・日本瓦葺
・銅板葺

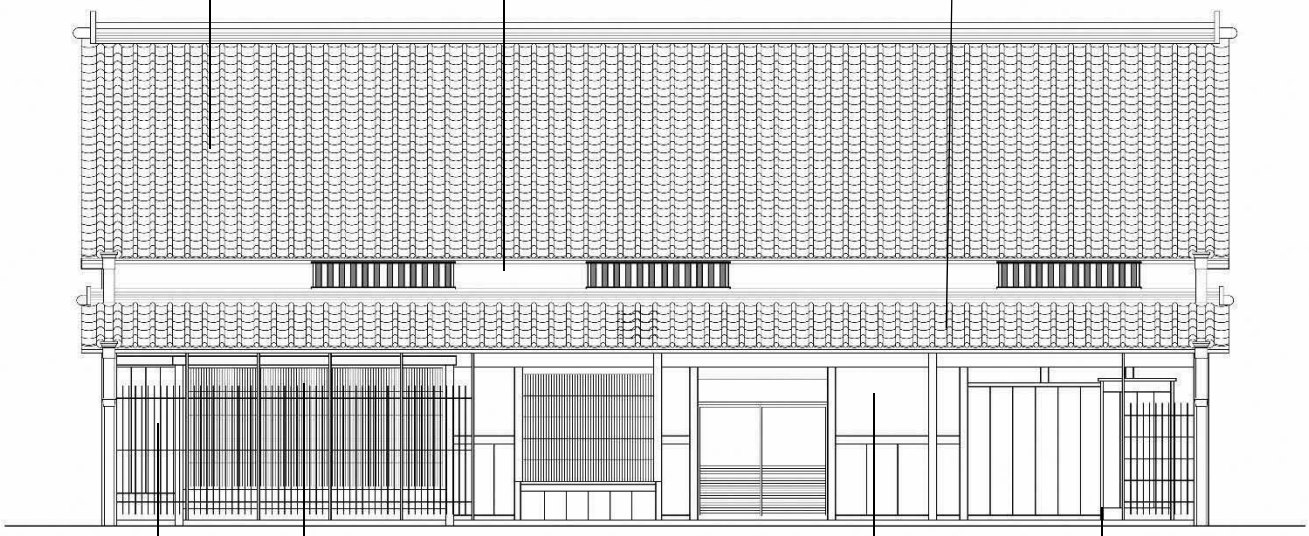

木部
・焼板
・素木

開口部
・街道に面した開口は摺揚戸、格子戸の形式
・揚見世がつくものもある

外壁
・白漆喰仕上
・腰板張

基礎
・花崗岩野面石
・切石

# part3 修景補助制度 ――――――補助金を活用するためには

この歴史的景観の保全等に関する補助（修景補助）は、景観重点区域において、修景基準に基づいて行われる事業に要する経費の一部を補助するものです。補助対象と補助金の額は、歴史的景観の保全若しくは整備、歴史的景観建造物の保全、景観重要建造物若しくは景観重要樹木の管理ごとに定められており、整備内容によって、補助金額等が変わります。

⑴ 補助金の交付の対象者

景観重点区域内において、以下に記載する補助対象事業を行う個人又は団体

・歴史的景観の保全若しくは整備

・歴史的景観建造物の保全

・景観重要建造物若しくは景観重要樹木の管理

⑵ 補助の条件

修景基準を満たしていること

※生活環境整備ゾーンと商業・業務環境整備ゾーンにおいて補助金を交付する場合、歴史的環境整備ゾーンに掲げる修景基準を適用するものとします。

⑶ 補助の内容

道路から望見できる建物の外観3面（前面および両側面）の1・2階部分とし、屋根や外壁、庇、または塀、門など。

⑷ 補助交付上限（一敷地あたり）

※補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額に次頁の表に記載された補助率を乗じて得た額と、同表の補助限度額とを比較していずれか少ない方の額となります。なお、1の交付の決定あたりの交付上限額は以下のとおりです。

・歴史的景観の保全若しくは整備に関する補助金の合算額……300万円

・歴史的景観建造物の保全に関する補助金の合算額……500万円

・景観重要建造物若しくは景観重要樹木の管理に関する補助金の合算額……500万円

（5） 補助対象事業ごとの補助率及び補助限度額について

■歴史的景観の保全若しくは整備

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築、増築、改築または修繕（外観に係るものに限る。） | 5/10 | 300 万円<br>（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、200 万円） |
| 歴史的景観の保全及び整備のために必要な門、塀等の新設、改造等（歴史的環境整備ゾーンにおいて行うものに限る。）（外観に係るものに限る。） | 5/10 | 100 万円 |
| 歴史的景観の保全及び整備のために必要な植栽等（歴史的環境整備ゾーンにおいて行うものに限る。） | 5/10 | 50 万円 |
| 歴史的景観の保全及び整備のために必要な屋外広告物の設置等 | 5/10 | (1)市長が別に定める団体が行う場合　30 万円<br>（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、20 万円）<br>(2)上記の団体以外が行う場合　20 万円<br>（歴史的環境整備ゾーン以外にあっては、15 万円） |
| 歴史的景観の保全及び整備のために設置された街灯の改造（市長が必要と認めるものに限る。） | 9/10 | |

■歴史的景観建造物の保全

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 歴史的景観建造物の外観の修復、復元等（付随して行う主要構造部等の修繕で、市長が必要と認めるものを含む。以下この表内において「工事」という。） | 8/10 | 500 万円 |
| 工事に関連する歴史的景観建造物の内部の改造（市長が必要と認めるものに限る） | 5/10 | 500 万円から工事に要する経費に係る補助額を控除した額 |
| 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元等 | 5/10 | 100 万円 |
| 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等 | 5/10 | 50 万円 |

■景観重要建造物若しくは景観重要樹木の管理

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 景観重要建造物の外観の修復、復元等（付随して行う主要構造部等の修繕で、市長が必要と認めるものを含む。以下この表内において「工事」という。） | 8/10 | 500 万円 |
| 工事に関連する景観重要建造物の内部の改造（市長が必要と認めるものに限る） | 5/10 | 500 万円から工事に要する経費に係る補助額を控除した額 |
| 景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元等 | 5/10 | 100 万円 |
| 景観重要建造物に係る景観の保全のために必要な植栽等 | 5/10 | 50 万円 |
| 景観重要樹木に係る景観の保全のために必要な事業 | 5/10 | 50 万円 |

⑹手続きの流れ

(1)補助対象事業の計画・見積り

▽

(2)事前相談(任意)

▽

(3)交付申込((5)の 30 日前まで)

▽

(4)交付決定通知

▽

(5)補助対象事業の工事契約

▽

(6)契約書の提出((5)の後速やかに)

▽

(7)補助対象事業の工事着手・完了

▽

(8)完了実績報告書((7)の後 30 日以内)

▽

(9)交付確定通知

▽

(10)交付請求((9)の後 30 日以内)

▽

(11)補助金の交付

▽

(12)維持管理

：補助対象者が行う内容

：手続きや協議

：枚方市が行う内容

※手続きに必要な書類な様式、補助金交付の詳細な要件等は、下記へお問い合わせください。

●ご相談・お問い合わせ
枚方市　都市整備部　住宅まちづくり課　(枚方市役所　庁舎分館　2 階)
TEL:072-841-1478　　FAX:072-841-5101
メール:jumachi@city.hirakata.osaka.jp

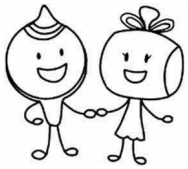

いつの時代も人々が願ってきた枚方宿の豊穣と繁栄。その想いは今も、枚方宿に残る町屋の鬼瓦や虫籠窓の模様に描かれた「宝珠の珠」と「打ち出の小槌」に受け継がれています。その想いを親しみやすくマスコットにしました。

**景観重点区域（枚方宿地区）修景ガイドライン** 2024

発行年月 ： 平成14年（2002 年）3月
令和6年（2024 年）4月改訂
発行 ： 枚方市
編集 ： 都市整備部　住宅まちづくり課
〒573-8666　枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
TEL ： 072-841-1478（直通）
FAX ： 072-841-5101
メール ： jumachi@city.hirakata.osaka.jp